

室蘭市職員倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、職員が常に自覚しなければならない公務員倫理の保持に関し必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るとともに、退職した職員の再就職等の状況を把握し、及び公表することにより、公務に対する透明性及び市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において「職員」とは、副市長、公営企業管理者及び代表監査委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤職員をいう。

2 この規定において「利害関係者」とは、次の各号に掲げる本市の事務に関し利害関係を有し、又は有する可能性がある法人等（法人その他の団体（当該団体の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者を含む。）及び個人をいう。以下同じ。）をいう。

(1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は室蘭市行政手続条例（平成9年条例第1号）第2条第5号に規定する許認可等をいう。）をする事務

(2) 補助金等（室蘭市補助金等交付規則（昭和62年規則第31号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務

(3) 検査等（法令及び条例の規定に基づき行われる立入検査、監査又は監察をいう。）をする事務

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は室蘭市行政手続条例第2条第6号に規定する不利益処分をいう。）をする事務

(5) 行政指導（行政手続法第2条第6号又は室蘭市行政手続条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）をする事務

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務

(7) その他職務の遂行を通じて、直接又は間接的に法人等の利益を図りうる事務

(職員としての倫理行動規準)

第3条 職員は、公務員としての使命を自覚し、次に掲げる倫理行動規準を遵守しなければならない。

(1) 職員は、全体の奉仕者であり、一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- (2) 職員は、法令等を遵守するとともに、市民の福祉の増進を目指し、全力を挙げて職務の遂行に当たらなければならない。
- (3) 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを認識し、市民の疑念や不信を招くことのないよう、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- (4) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

2 課長職以上の職員は、職責の重要性を十分自覚し、率先垂範して服務規律の確保に努めるとともに、所属職員に対して必要な助言及び指導をし、並びに所属職員の相談に応じなければならない。

(禁止行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付けを受けること（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利率が著しく低いものに限る。）。
- (3) 適正な対価を支払わずに、利害関係者から物品若しくは不動産を購入し、又は貸付けを受けること。
- (4) 適正な対価を支払わずに、利害関係者から役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (6) 利害関係者と共に飲食すること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

(禁止行為の例外)

第5条 前条各号(第9号を除く。)の規定の適用にあっては、次に掲げる行為を除く。

- (1) 利害関係者から一般に広く配布される宣伝用物品又は記念品の贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する会議その他の会合において、利害関係者から他の出席者と同様に記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から他の出席者と同様に茶菓又は簡素な飲食物の提供を受けること。
- (4) 利害関係者と共に飲食することにおいて、その趣旨・目的及び利害関係者との利害の程度に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められるもの。
- (5) その他私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間における、公正な職務の執行に

対する市民の疑惑や不信を招くおそれがなく、社会通念上相当と認められる行為

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない法人等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて第4条各号に掲げる行為をしてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった法人等にその者の負担として支払わせてはならない。

(利害関係者との職場等における対応)

第7条 職員が事務所その他職務遂行の場所において利害関係者と対応する場合には、できるだけ複数の職員で対応するものとし、利害関係者と対応した場合には、当該職員は、必要に応じて、その内容を所属長に報告するものとする。

2 各所属長は、利害関係者の訪問頻度その他各所属における実態に鑑み、利害関係者との対応に関し、前項に定めるもののほか、独自に基準を設けることができる。この場合において、基準を作成した所属長は、所管部長を経由して第10条第2項の総括倫理監督官に当該基準を提出するものとする。

(再就職等の報告及び公表)

第8条 退職時に課長職以上の職にあった職員（市立室蘭総合病院の職員（事務局職員を除く。）、室蘭市職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第26号）第17条の規定により退職手当を支給せず職員以外の地方公務員等となった職員及び退職後引き続き市に勤務する職員を除く。）は、退職後の状況について、退職した日の翌日から起算して15日以内に、退職後状況報告書（様式第1号）により市長に報告するものとする。

2 課長職以上の職にあった職員が退職後引き続き市に勤務した後に退職した場合においても、前項の規定を適用する。この場合において、最後に退職した日を、退職した日とする。

3 前2項に規定する職員は、退職した日の翌日から起算して3年以内に、第1項の規定により報告した事項に変更があった場合は、その都度速やかに退職後状況報告書により市長に報告するものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定により報告された職員の再就職先が利害関係者であったときは、次に掲げる事項を公表する。この場合において、公表の期間は、職員が退職した日から3年間とする。

(1) 退職時の所属及び職名

(2) 退職した日

(3) 再就職先の名称

(4) 再就職先における役職名

(5) 再就職年月日

(再就職者の営業活動の制限等)

第9条 前条第1項に規定する職員が再就職した場合においては、退職後3年間は、市に対する営業活動（宣伝、情報収集、入札への参加、契約交渉その他再就職先の営業を目的とする行為をいう。ただし、本市からの照会に対する回答その他本市の職務上必要と認められる行為を除く。）を行わないものとする。

2 市長は、前項に違反する行為があったと認める場合には、当該違反行為に係る競争入札参加資格者に対し、指名停止又は資格の取消しを行うことができる。

(倫理監督官等)

第10条 この規定の遵守及び服務規律の徹底を図るため、倫理監督官を置く。

2 倫理監督官は、各部長職にある者をもって充てるものとし、総務部長を総括倫理監督官とする。

3 倫理監督官は、所属職員の相談に応じ、この規定の遵守及び服務規律の徹底に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

4 総括倫理監督官は、各倫理監督官と密接な連携を図り、必要に応じて各倫理監督官に指導及び助言を行うものとする。

5 職員は、この規定の運用及び適用について判断することができない場合が生じたときは、所属部長である倫理監督官に相談し、その指示に従うものとする。

(懲戒処分等)

第11条 この規定に違反する行為があったと認められる職員は、懲戒処分の対象となるため、速やかに懲戒処分審査委員会において、調査及び審議を行うものとする。

(その他)

第12条 この規定の実施に関して必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この規定は、平成24年3月23日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

退職後状況報告書

年 月 日

（宛先）室蘭市長

室蘭市職員倫理規定第8条の規定に基づき、室蘭市を退職した後の状況について、同条第4項に定める公表に同意のうえ、次のとおり報告します。

氏 名	⑩
退職年月日	年 月 日
退職時の所属	
退職時の職名	

退職後の状況	名称	役職	就職年月日
<input type="checkbox"/> 外郭団体等へ就職			年 月 日
<input type="checkbox"/> 民間企業等に就職			年 月 日
<input type="checkbox"/> 自営業			年 月 日
<input type="checkbox"/> その他			年 月 日
<input type="checkbox"/> 就職しない	/	/	/

※ 退職後の状況欄は、該当箇所をチェックしてください。

※ 変更した場合には、変更後の状況を記入してください。

※ 室蘭市職員倫理規定第8条第4項の規定により、退職年月日、退職時の所属及び職名並びに再就職先の名称、役職名及び再就職年月日を公表します。